

平成 1 7 年度の財政状況

(速報版)

玉城町

平成 1 8 年 1 0 月

< 目次 >

財政状況

普通会計決算の推移	2
歳入の状況	3
町税の状況	4
歳出の状況	5
基金現在高と町債現在高	7
経常収支比率の推移	9
起債制限比率の推移	10
財政力指数の推移	11
実質公債比率	12

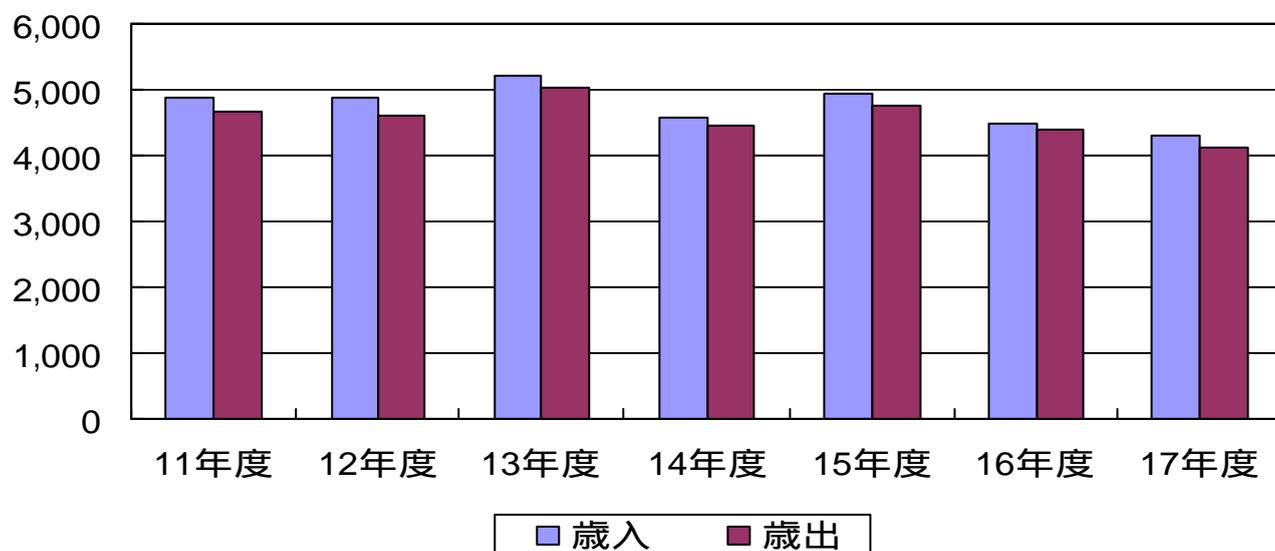
普通会計決算の推移

項 目		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
歳入	町税	1,685,673	1,685,627	1,724,671	1,615,813	1,937,600	2,000,227	2,121,536
	地方交付税	1,420,417	1,349,022	1,130,366	1,035,412	1,005,338	635,670	665,369
	町債	296,500	412,600	528,000	516,307	622,400	420,100	339,000
	臨時財政対策債*	0	0	90,995	182,045	392,892	277,923	216,172
	その他	1,450,604	1,408,654	1,821,701	1,419,888	1,365,246	1,449,852	1,195,600
	うち繰入金	10,871	25,087	32,691	56,031	46,019	97,580	0
	うち繰越金	126,933	94,587	166,581	119,550	69,858	91,411	52,330
歳入合計		4,853,194	4,855,903	5,204,738	4,587,420	4,930,584	4,505,849	4,321,505
歳出	義務的経費	1,699,287	1,684,413	1,767,388	1,746,396	1,840,807	1,867,496	1,894,841
	人件費	994,194	1,014,315	1,057,233	1,048,132	1,062,719	1,079,535	1,080,076
	扶助費	193,727	126,583	149,192	160,536	232,604	268,190	285,998
	公債費	511,366	543,515	560,963	537,728	545,484	519,771	528,767
	投資的経費	1,095,547	1,159,904	1,447,271	992,466	958,484	551,818	472,535
	その他	1,872,773	1,765,005	1,795,529	1,708,700	1,952,883	1,978,205	1,765,971
	歳出合計	4,667,607	4,609,322	5,010,188	4,447,562	4,752,174	4,397,519	4,133,347
歳入歳出差引額(A)		185,587	246,581	194,550	139,858	178,410	108,330	188,158
翌年度に繰越すべき財源(B)		29,660	109,027	66,763	52,942	36,344	32,559	46,950
実質収支(A-B)		155,927	137,554	127,787	86,916	142,066	75,771	141,208

*臨時財政対策債：交付税の振り替わりとして発行が許可される赤字地方債発行可能額であるが、その元利償還時に全額交付税措置される。

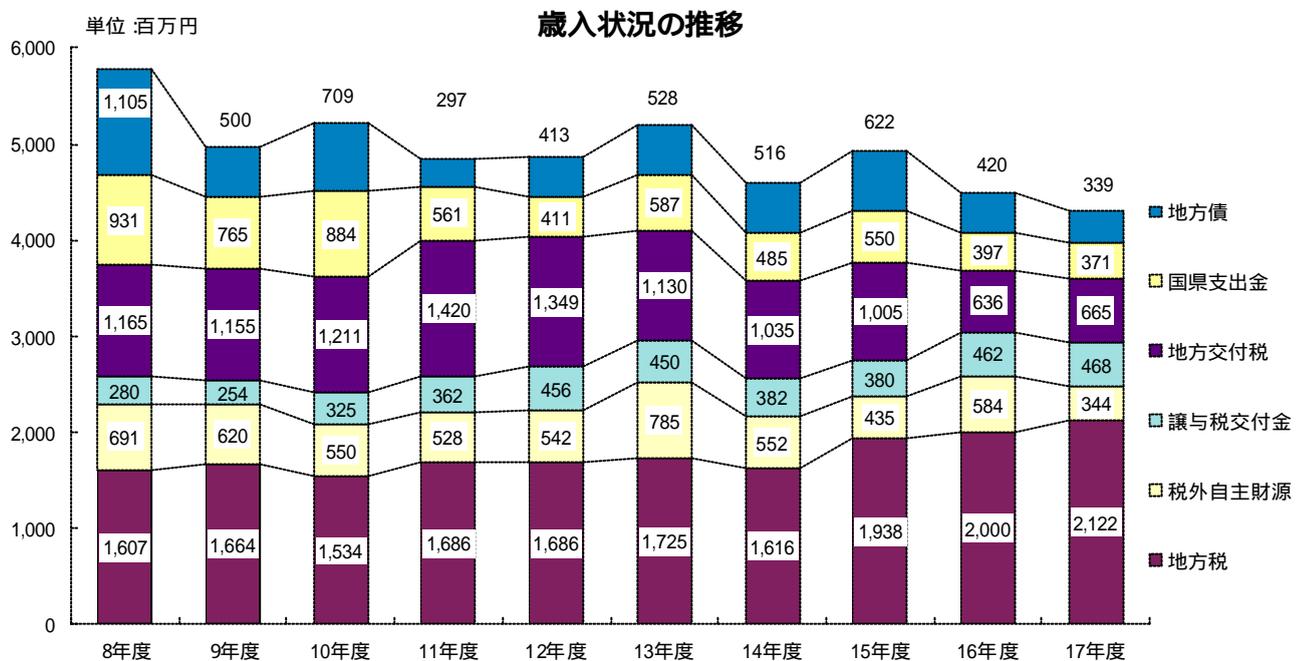
単位：百万円

歳入歳出総額の状況



町の財政状況 歳入の状況

このグラフは、歳入決算額の内訳を年度別に示したものです。



【解説】

地方税(町税)：8年度に16億円を超え以降横ばいで推移していましたが、15・16・17年度は法人税の伸びにより上昇傾向にあります。

17年度では歳入総額の49.1%を占めています。

地方交付税：11年度をピークに減少傾向にあり、17年度は15.4%を占めています。玉城町の場合、法人税収入の増減により全国ベースの増減と比例していません。

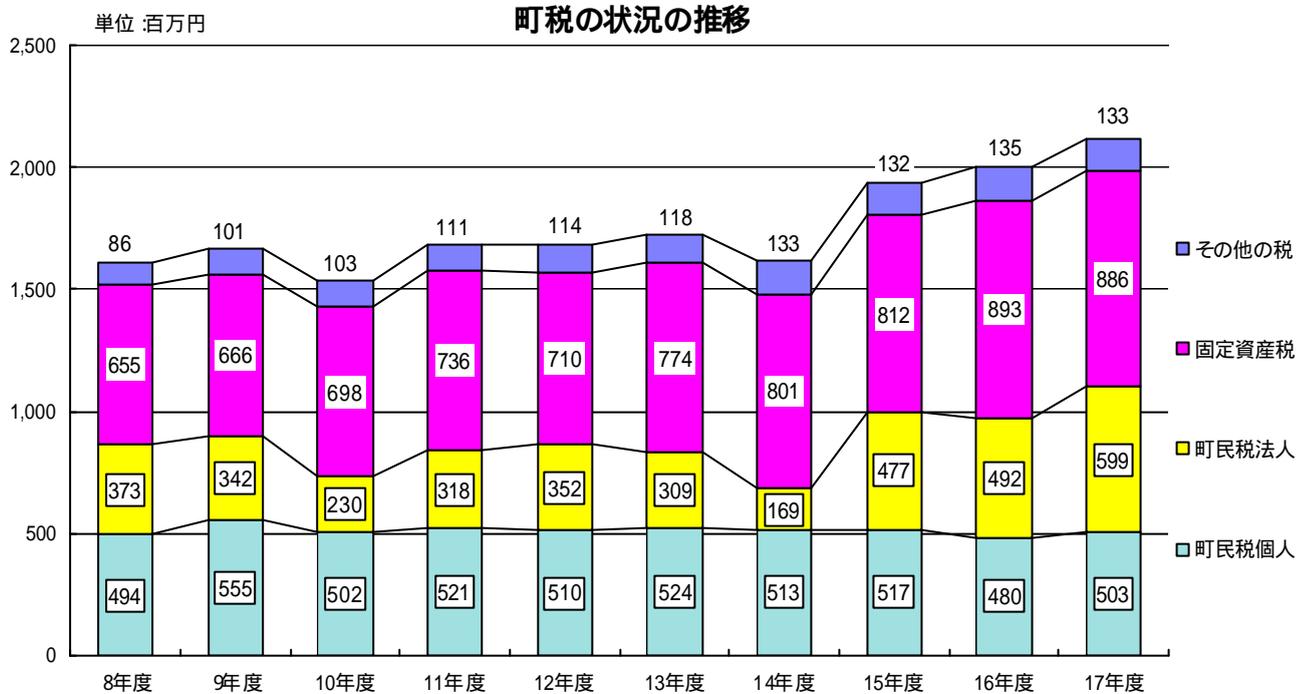
国県支出金：建設事業量にも連動しますが、16年度以降「三位一体の改革」により減少が見込まれます。

地方債：町の借金で、建設事業量に連動します。6年度以降は、国の政策による減税等による町税収入の減少を補てんするための地方債(減税補てん債等)、13年度以降は地方交付税減額の補てんに伴う赤字地方債(臨時財政対策債)も含まれます。

税外自主財源：分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入などです。

町の財政状況 町税の収入状況

このグラフは、町税収入決算額の内訳を年度別に示したものです。



【解説】

町民税個人：国の政策による減税措置があるものの、人口増等により横ばいの状況にあります。

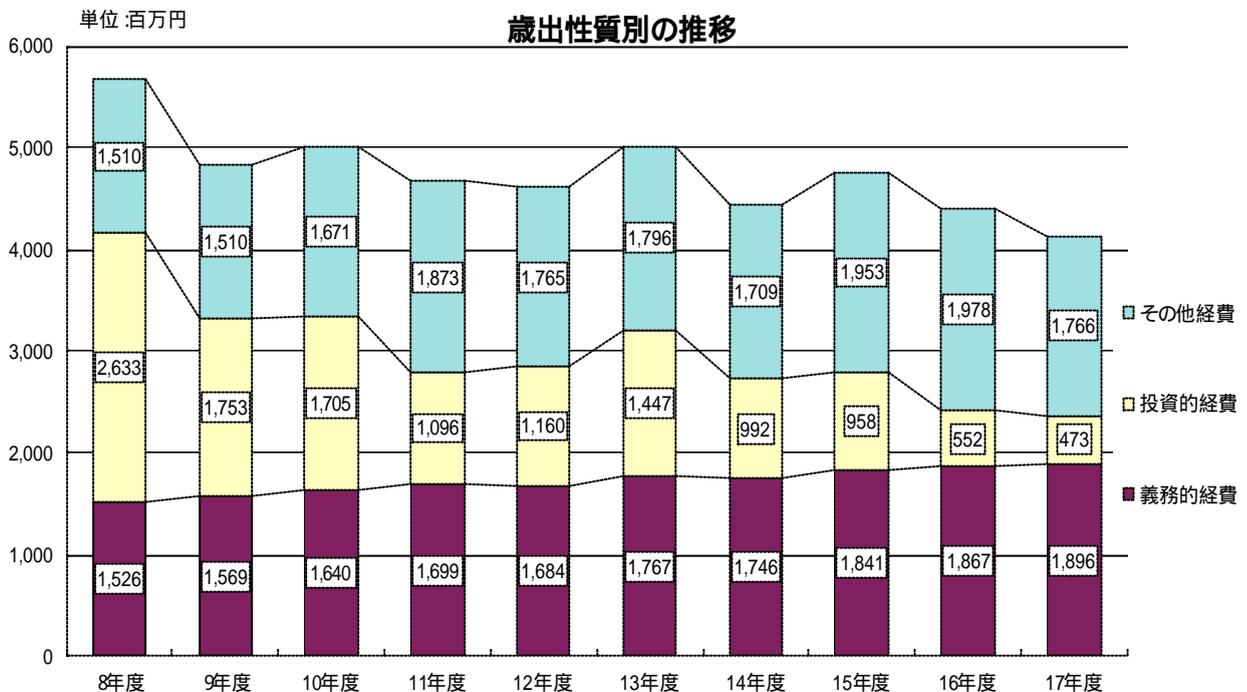
町民税法人：法人税は経済情勢、景気に左右され浮き沈みがあります。
15・16・17年度は大企業の業績好調に伴い大きな伸びがあります。

固定資産税：個人の新增改築、企業の固定資産もあり、順調に推移してきおり、今後も微増の推移が見込まれます。

その他の税：軽自動車税、たばこ税、特別保有税、入湯税です。

町の財政状況 歳出の状況

このグラフは、歳出決算額の内訳を年度別に示したものです。



【解説】

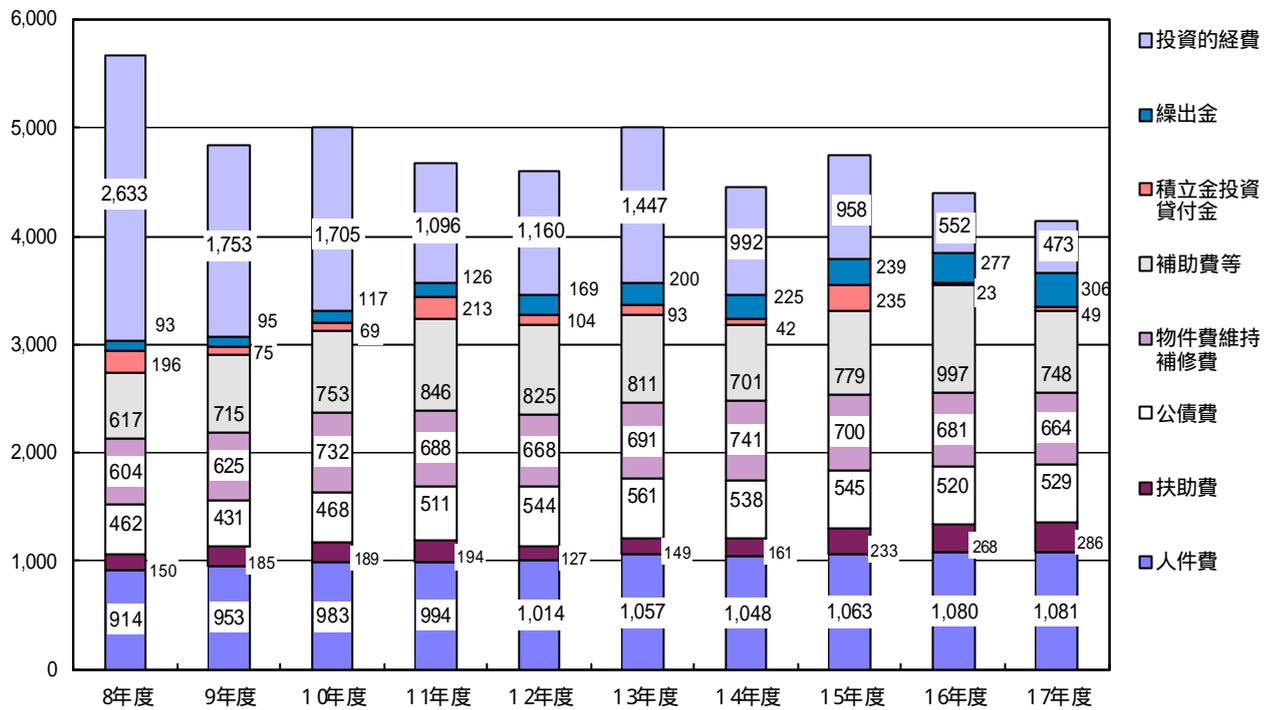
義務的経費：人件費、扶助費（福祉的な支援を行う経費）、公債費（町の借金に対する返済金）の3費目のことで、性格上伸びを押さえることが極めて難しい経費です。推移は増加傾向にあり、今後も少子高齢化の進展など、増加していくことが見込まれます。

投資的経費：公共事業をはじめとした社会資本整備や公共施設の建設などを行うための経費です。8年度をピークに、それ以降は減少傾向にあります。（ピーク時の18%まで減少しています）

その他経費：物件費（需用費、委託料・・・）維持補修費、補助費等（負担金・補助金及び交付金・・・）繰出金（特別会計への支出・・・）です。

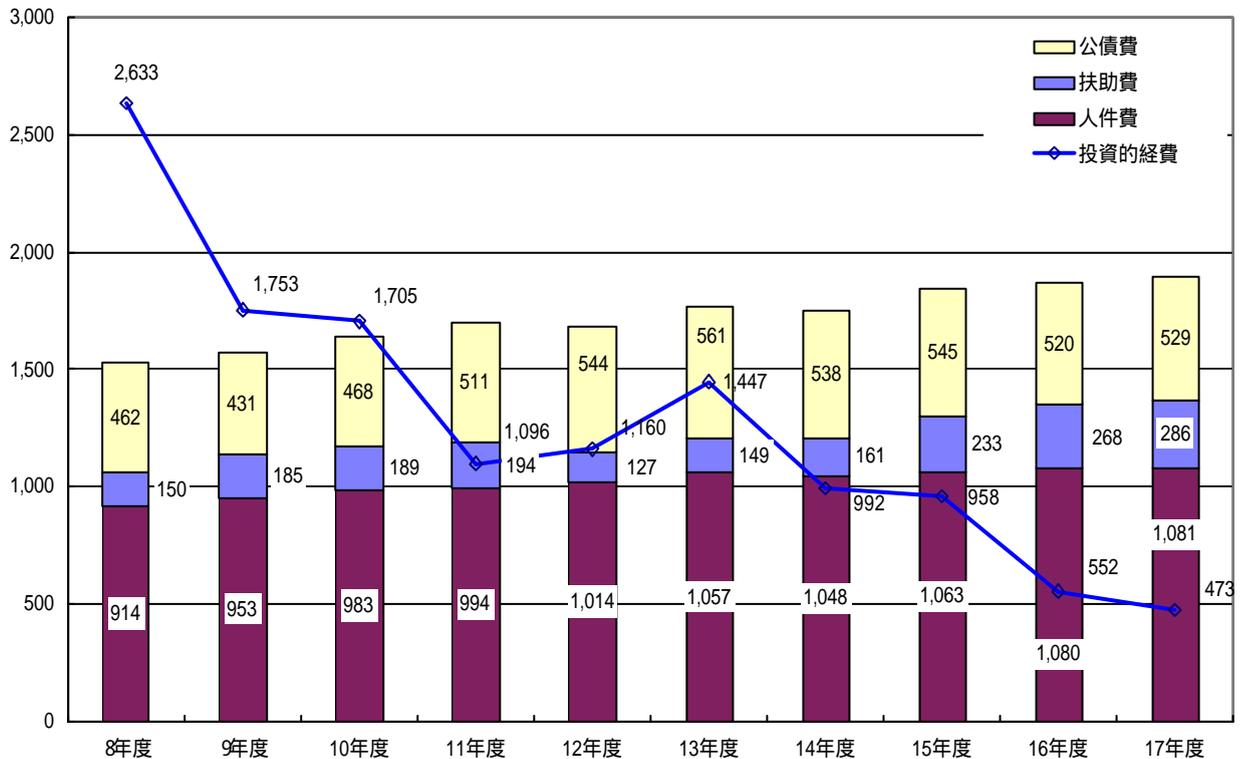
歳出性質別経費の状況

単位:百万円



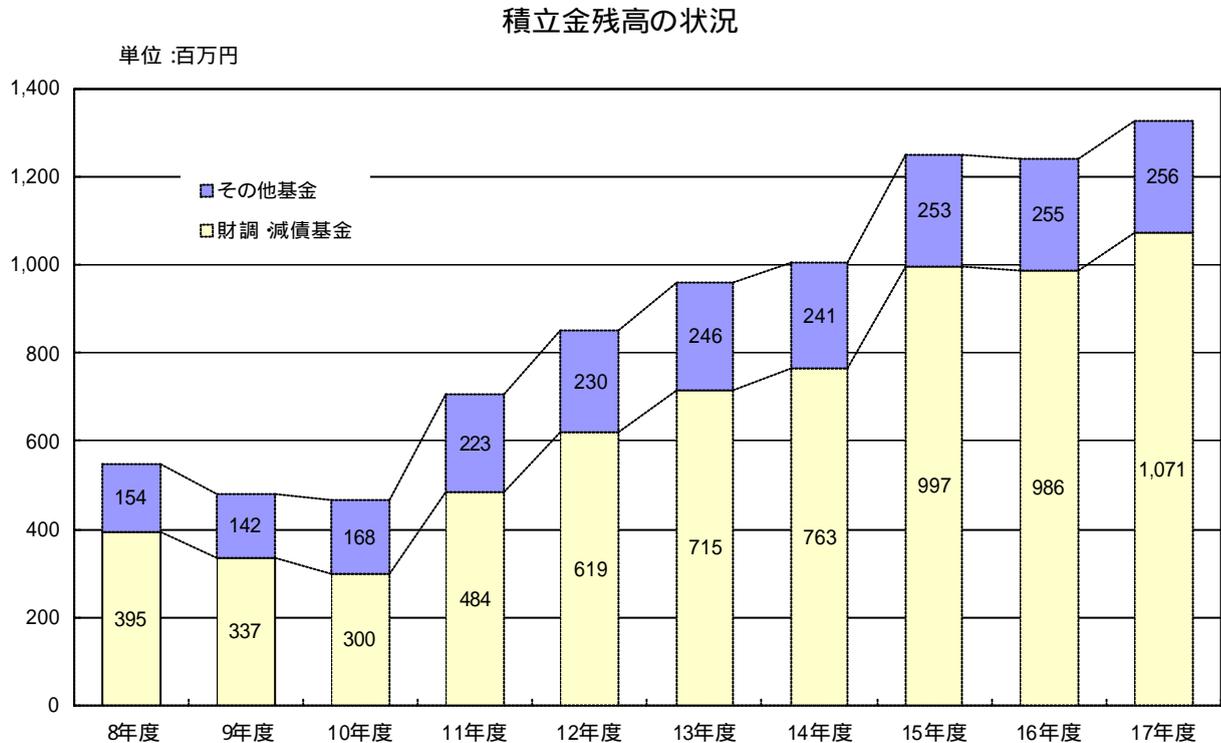
義務的経費と投資的経費の状況

単位:百万円



町の財政状況 基金現在高と町債現在高

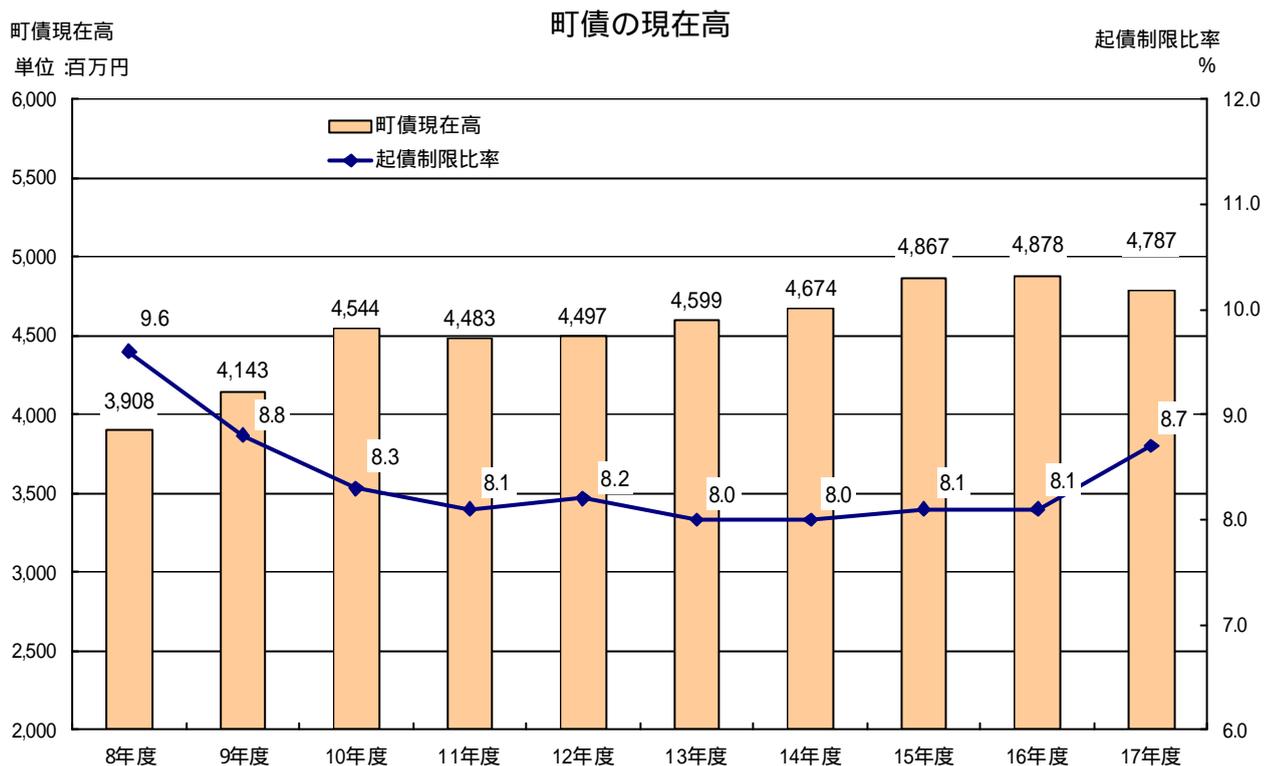
このグラフは、基金（積立金）現在高と町債現在高(年度末)を年度別に示したものです。



【解 説】

基金現在高：基金には、年度間の財源の調整を図り、町財政の健全な財政運営に資するための財政調整基金、借金の返済にあてる町債管理基金（家庭でいう貯金）があります。また、その他目的に応じて地域福祉基金、地域活性化対策基金、中山間ふるさと水と土保全基金などがあります。

10年度以降、積み立てを行い増加傾向にありますが、今後は財源不足を補うため、残高の減少が見込まれ積み立ては難しい状況にあります。



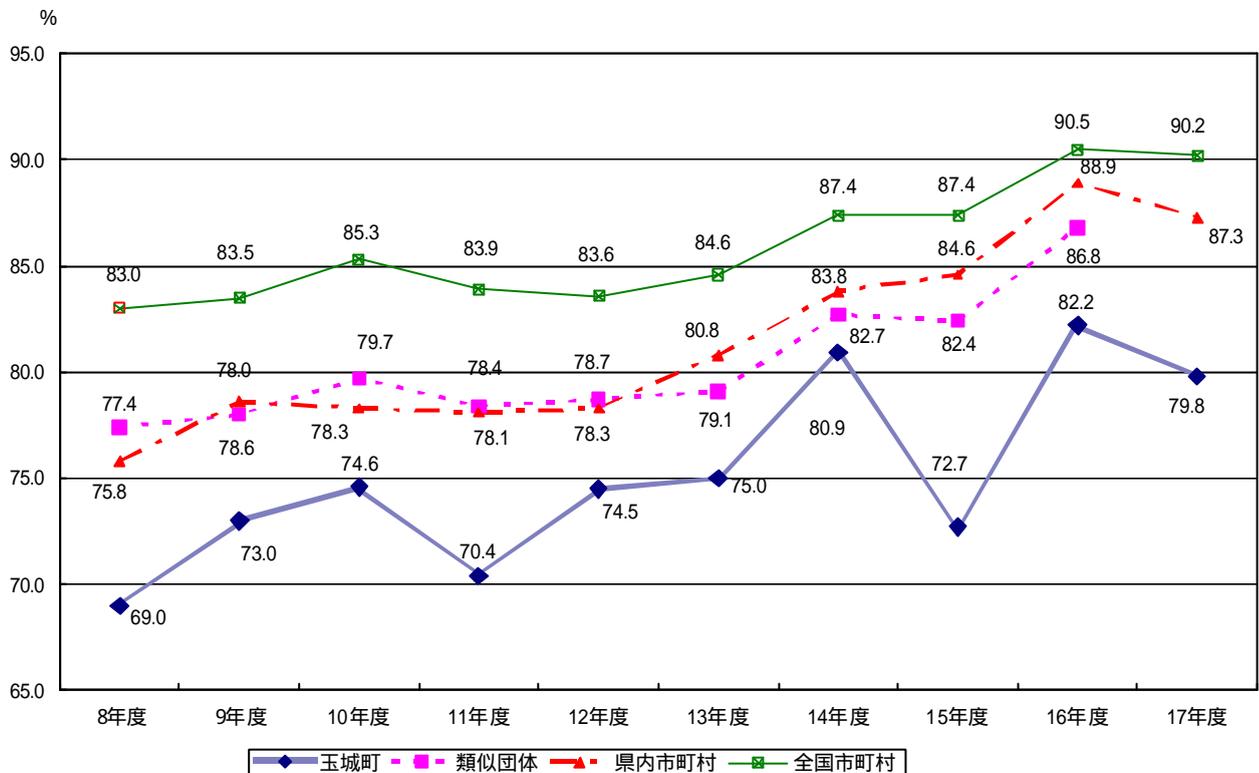
【解 説】

町債現在高：町の借入金の年度末残高で、10年度まで増加傾向、それ以降は横ばいの状況にあります。

町の財政状況（財政指標）

経常収支比率の推移

経常収支比率の状況



【解 説】

『経常収支比率』とは、町税、普通交付税など毎年経常的に収入され、地方公共団体が自由に使える財源のうち、人件費、扶助費、公債費など毎年経常的に支出される経費に充てられた財源の額の占める割合のことで、率が高いほど財政の自由度が低いことを示しています。

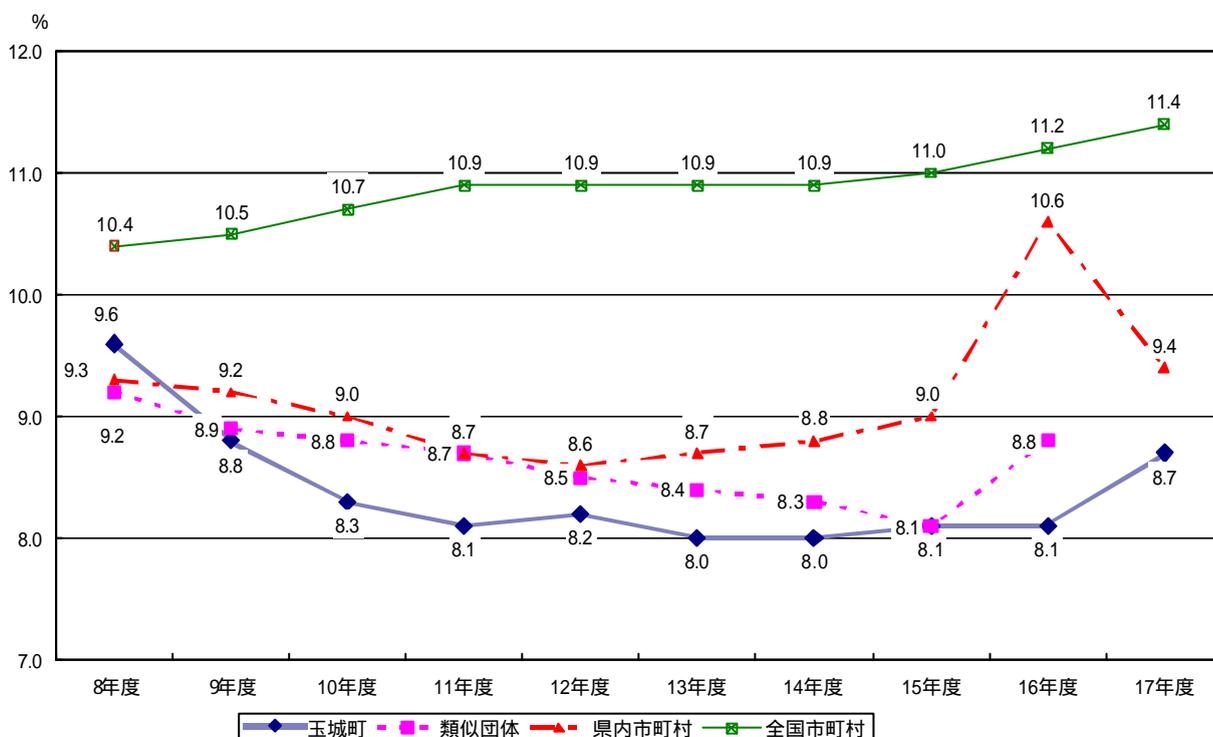
町村レベルでは、70%から80%が妥当とされています。

玉城町では、県内市町村平均、類似団体（国勢調査に基づき、「人口」と「産業構造」により設定された類型が玉城町と同一の団体）を下回る率で推移してきましたが、最近上昇傾向にあります。

町の財政状況（財政指標）

起債制限比率の推移

起債制限比率の状況



【解説】

『起債制限比率』とは、総務省の地方債許可方針において定められた地方債の許可制限に係る指標で、標準的な財政規模に対する公債費の占める比率の過去3年間の平均をいいます。公債費に充てられる特定財源や地方交付税により措置のある財源等を除いています。

一般的には、健全エリア10%未満、準警戒エリアが10～13%、警戒エリア13～15%未満、危険エリア15%以上とされています。

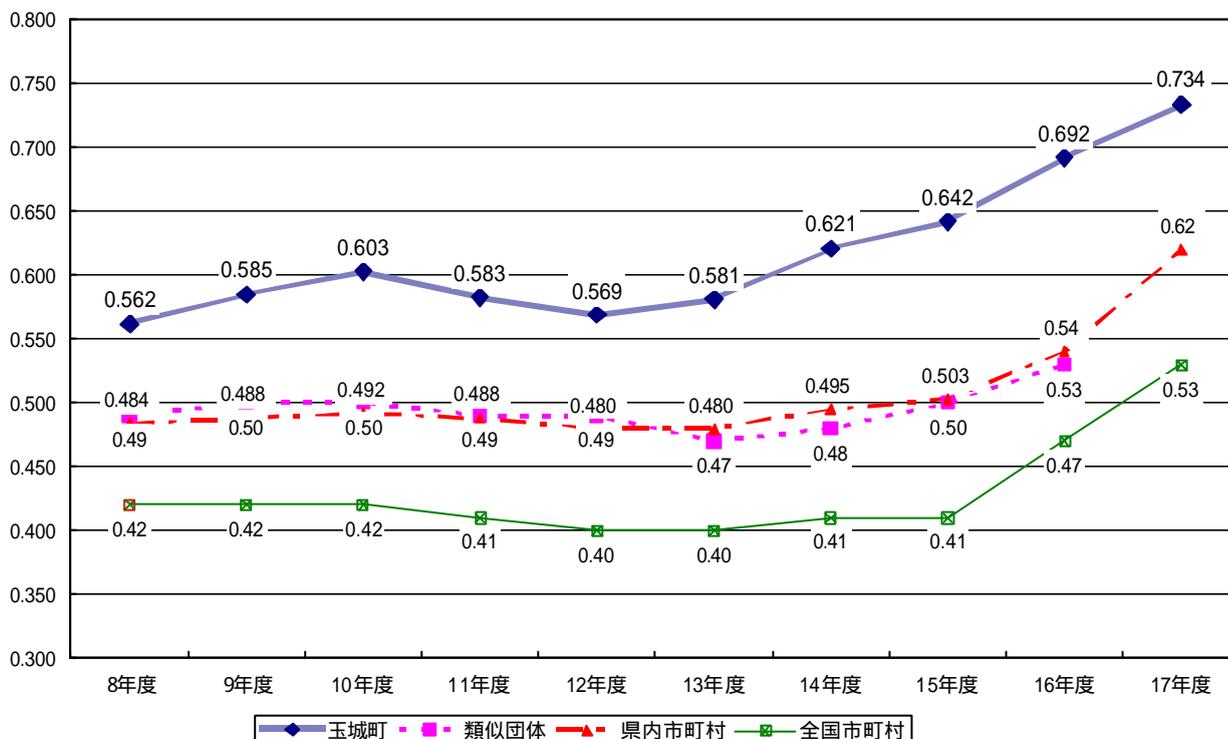
20%を超えると地方債の許可が一部制限されます。

玉城町は、9年度以降県内市町村平均、類似団体より低い数値で推移しています。

町の財政状況（財政指標）

財政力指数の推移

財政力指数の状況



【解 説】

『財政力指数』とは、地方公共団体が標準的な行政サービスを提供するために、自前でどれだけの資金を調達できるかを示す指数です。

数値が「1」以上であれば、自分たちの調達する資金のみで町の運営ができ、「0.5」であれば50%の資金しか調達することができないというように、「町の体力」を調べる際の基準となります。

玉城町は、県内市町村平均、類似団体より高い水準で推移しています。

町の財政状況（財政指標）

実質公債比率の状況

玉城町	平成 15年度	13.9	13.6	県平均	13.0
	平成 16年度	15.3		市平均	14.0
	平成 17年度	11.5		町平均	12.0
				全国平均	15.0

【解 説】

地方自治体の収入に対する実質的な借金の比率地方自治体における一般財源の規模に対する公債費の割合のこと。従来の「起債制限比率」だと、公営企業が発行する債券の数値が計算上出てこないため、実質的な財政の不健全性を示す指標として 2006 年度に導入されました。

全国で 18% を超えた自治体の割合は、22.2% でありました。

実質公債費比率が 18% 以上となると、地方債を発行するときに国の許可が必要になり、さらに、実質公債費比率が 25% 以上になると、単独事業のために債権を発行することができなくなります。

玉城町は、全国平均は下回っていますが、県内市町平均より高い値を示しています。

* 地方公共団体における会計は、一般会計と特別会計から構成されていますが、統計上、国民健康保険、病院、水道、下水道などを除いた「普通会計」という区分があり、今回は、この普通会計ベースで計上しています。

* 各数値は単位で四捨五入の関係上、合計値と一致しない場合があります。

* 平成 17 年度の類似団体、県内・全国平均値については、現在集計中であるため速報値を用いていますので、今後変更されることがあります。